令和６年第３回神奈川県議会定例会

提　出　議　案　説　明　附　属　資　料

（11　月　25　日　提　案　分）

福 祉 子 ど も み ら い 局

目　　　　　　　次

ページ

１　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例　新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

２　保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例　新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

1　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第５号）新旧対照表

改　　　正	現　　　行
（給付金として支払を受けた金銭の管理） 第16条　乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、これらの施設の設置者が入所している児童に係る規則で定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 (1)～(4)　（略）	（給付金として支払を受けた金銭の管理） 第16条　乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、これらの施設の設置者が入所している児童に係る規則で定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 (1)～(4)　（略）

２　保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第３号）新旧対照表

改　　　正	現　　　行
（生活指導等） 第18条　（略） ２～５　（略） ６　救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。	（生活指導等） 第18条　（略） ２～５　（略） （新規）
（生活指導等） 第23条　更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう入所者ごとの精神的及び身体的条件に適合する個別支援計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。 ２　前項に定めるもののほか、更生施設における生活指導等については、第18条（第２項及び第６項を除く。）の規定を準用する。	（生活指導等） 第23条　更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう入所者ごとの精神的及び身体的条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。 ２　前項に定めるもののほか、更生施設における生活指導等については、第18条（第２項を除く。）の規定を準用する。
（作業指導） 第24条　更生施設は、入所者に対し、前条第１項の個別支援計画に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。 ２　（略）	（作業指導） 第24条　更生施設は、入所者に対し、前条第１項の更生計画に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。 ２　（略）